

湯前町役場本庁舎 LED 照明設備賃貸借に係る仕様書

1 趣旨

この仕様書は、賃貸人が LED 照明設備（以下「物件」という。）を賃借人に賃貸することに関して、物件の数量、製品仕様等のほか賃貸人が行うことを定める。

2 概要

(1) 履行場所

湯前町役場本庁舎 熊本県球磨郡湯前町 1 9 8 9 番地 1

(2) 賃貸借物品

- ・ LED 照明器具 一式
- ・ 取付けに必要な資材 一式

(3) 業務内容

- ・ 上記物品のリース
- ・ 賃貸借物品への取替工事
- ・ 賃貸借物品の維持管理

(4) 設置期限

令和 8 年 1 0 月 3 1 日（土）

(5) 賃貸借期間 ※予定

すべての照明の交換が終了した月の翌月 1 日～ 5 年間とする

(6) 賃貸借契約期間満了時の取り扱い

賃貸借契約期間満了時の照明器具の取り扱いは協議する。

ただし、本町が継続使用を申し出た場合は、無償譲渡を認めること。

3 機器（物品）仕様

(1) 既存照明器具を使用できる箇所は、原則、当該器具を使用することとし、LED 化に必要な結線替え等を行うこと

(2) 結線替え作業後、安定器の取外しは行わないこと

(3) 片側給電の場合、灯具内の結線替え作業を行った灯具には、電源供給口側に電源供給口を示すシールを貼ること

(4) 光源（LED）寿命が 40,000 時間以上の製品であること

(5) 照明メーカーは一般社団法人日本照明工業会に加盟する国内メーカーであること

(6) 納品する照明機器は「別紙 1 LED 照明器具・ランプ製品仕様書」の基準を満たすこと

(7) LED 照明について

- ・ グレア・フリッカーを防止する処置が施されていること
- ・ LED チップメーカーの特許を侵害していないこと
- ・ 環境配慮商品であること
- ・ 既存器具の強度が LED 照明の重量に満たない場合は金口を交換する等の対策を施すこと

4 要求要件

- (1) 照明器具（物品）の調達
LED 照明器具及び付属部品を交換する場合は、未使用品であることとする
- (2) 設置工事
LED 照明器具の納入及び設置を行うこととする
- (3) 梱包材や既存蛍光灯管等の撤去処分
梱包材や取り外した照明設備は受注者が処分を行うこととする
- (4) 保証期間
保証期間は LED 照明器具の設置完了日から賃貸借期間終了日までとする

5 工事（設置）仕様

- (1) 設置作業に使用する雑材はすべて新品とする
- (2) 契約後、速やかに工程表について監督員の承諾を受けること
- (3) 設置作業にあたっての安全管理については、監督員と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること
- (4) 設置作業において発生する軽微な建築工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること
- (5) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に監督員と日程を調整し、事故や紛争等を防止すること
- (6) 作業中は粉塵の飛散には十分注意し、養生を行うこと
- (7) 作業終了後は床の清掃を行うこと
- (8) 設置作業時間帯は、監督員の指示に従うこと
- (9) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを確認すること
- (10) 本仕様書に記載のない事項については、公共建築工事（改修工事）標準仕様書（電気設備工事編）最新版／国土交通省大臣官房官庁営繕部監修により補完すること
- (11) 設置作業に関して、本仕様書に記載のない事項に質疑が生じた場合、発注者と協議すること

6 物品の性能保証・点検保守内容

- (1) 賃貸借期間満了時まで物品性能維持の保証を行うこと
- (2) 障害発生時は、迅速かつ適切に物品の取替え、代替え、修理等を行うこと
- (3) 設置作業終了後、障害発生時の連絡先などを記載した体制表を提出すること
- (4) 障害が発生し対応した場合は、その都度、文書による報告書を提出すること

7 その他・特記事項

- (1) 設置前に現場調査、回路調査等を十分行い作業を実施すること。また、調査等で仕様書等の相違を発見した場合は、速やかに監督員へ報告し、協議すること
- (2) 納入・搬出経路については施設管理運営上の支障に留意し、監督員の承諾を得ること

- (3) 作業車・運搬車・敷地内における車両の駐停車については、事前に監督員の承諾を得ること
- (4) 勤務時間外の作業は、事前に時間外作業届を監督員へ提出すること
- (5) 賃貸借期間の開始は検査に合格した時点からとするが、検収が認められたものから順次使用を認めるものとする